

GNF燃検第131号

令和元年12月10日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横須賀市内川2丁目3番1号
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
取締役社長 中島潤二郎

燃料体検査申請書の取り下げについて

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の12第1項の規定により、平成22年10月22日付けGNF燃検第131号（平成23年4月20日付けGNF燃検第131号及び平成28年4月7日付けGNF燃検第131号をもって変更の内容を説明する書類を提出）をもって、東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所第1号機及び第2号機 燃料体識別番号21AB1～21AB168に係る燃料体の検査を申請していましたが、下記の理由により取り下げることにいたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

取り下げる理由

東京電力ホールディングス株式会社によって福島第二原子力発電所の廃炉が決定されたため。

以上